

米の取扱事業者の皆様へ

～精米表示に関する食品表示基準が改正されています～

令和4年3月31日までに

米袋の一括表示欄の表示事項を「精米年月日」から「精米時期**」に必ず変更してください。**

<令和4年3月31日まで使用可>

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
内容量	〇 k g		
精米年月日	22. 03. 01 又は 22. 03. 上旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

<変更後>

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
内容量	〇 k g		
精米時期	22. 04. 01 又は 22. 04. 上旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

◆ 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から一括表示欄の表示事項の記載が「精米年月日」から「精米時期」に変更となりました。

◆ すでに製造された米袋を有効活用する観点から、令和4年3月31日まで経過措置期間が設けられていますが、**令和4年4月1日以降、表示事項は「精米時期」への変更が必須**となります。表示事項を変更した新しい米袋の導入をお願いします。

既存の米袋は、
・シールを貼る
・二重線で訂正する
対応も可能です。

◆ 同時に、表示内容について、年月旬（上旬/中旬/下旬）表示が可能となっており、この機会に、年月日表示（例：22. 04. 01）から年月旬表示（例：22. 04. 上旬）への切替えをご検討ください。

※ 同様に「調整年月日」「輸入年月日」はそれぞれ「**調整時期**」「**輸入時期**」に変更する必要があります。

詳しくはこちら

精米表示

検索



<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/soukatu/200414.html>

お問合せ先
農林水産省農産局企画課
担当：企画班
直通：03-6738-8964